

1. 議事日程（令和2年第1回北広島町議会臨時会）

令和2年5月15日  
午前10時開会  
於 議 場

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第1  |        | 会議録署名議員の指名について                                     |
| 日程第2  |        | 会期の決定について  |
| 日程第3  | 承認第1号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(令和元年度北広島町一般会計補正予算(第7号))      |
| 日程第4  | 承認第2号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(北広島町税条例等の一部を改正する条例)          |
| 日程第5  | 承認第3号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(北広島町国民健康保険条例の一部を改正する条例)      |
| 日程第6  | 承認第4号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(北広島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例) |
| 日程第7  | 議案第41号 | 和解及び損害賠償の額を定めることについて                               |
| 日程第8  | 議案第42号 | 財産の取得について<br>(災害対応特殊消防ポンプ自動車)                      |
| 日程第9  | 議案第43号 | 令和2年度北広島町一般会計補正予算(第1号)                             |
| 日程第10 | 議案第44号 | 令和2年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)                       |

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 濱田芳晴	2番 美濃孝二	3番 真倉和之
4番 湊俊文	5番 敷本弘美	6番 森脇誠悟
8番 山形しのぶ	9番 亀岡純一	10番 梅尾泰文
12番 服部泰征	13番 伊藤淳	14番 中田節雄
15番 大林正行	16番 宮本裕之	

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	箕野博司	副町長	中原健	教育長	池田庄策
芸北支所長	清見宣正	大朝支所長	竹下秀樹	豊平支所長	細川敏樹
危機管理課長	野上正宏	総務課長	畑田正法	財政政策課長	植田優香
まちづくり推進課長	沼田真路	税務課長	矢部芳彦	町民課長	植原ナギサ
福祉課長	芥川智成	保健課長	迫井一深	商工観光課長	中川克也
建設課長	川手秀則	消防長	日田靖成	学校教育課長	植田伸二

生涯学習課長 西 村 豊

5. 職務のため議場に参加した事務局職員

議会事務局長 坂 本 伸 次          議会事務局 小 川 友里江

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 会

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（宮本裕之） おはようございます。先の議会運営委員会において、省エネ、節電対策の取り組みの一環として、本議会においても服装をクールビズに努めることとしました。暑い方は上着を取っていただいても結構です。皆様のご理解、ご協力をお願いします。ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第1回北広島町議会臨時会を開会します。これから本日の会議を開会いたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。ここで議事日程に先立ち、3月31日にご逝去されました故室坂光治議員の生前の遺徳を偲び、1分間の黙禱を捧げたいと思います。全員のご起立をお願いします。室坂議員の11番議席に向かって、黙禱（黙禱）

○議長（宮本裕之） 黙禱を終わります。着席願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮本裕之） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番、亀岡議員、10番、梅尾議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（宮本裕之） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（宮本裕之） ご異議なしと認めます。従って、本臨時会の会期は、本日1日に決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

- 議長（宮本裕之） 日程第3、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは、承認第1号について説明します。議案集の1ページをお願いします。承認第1号、専決処分の承認を求めることについて。令和元年度北広島町一般会計補正予算第7号を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。詳細につきましては、担当から説明します。
- 議長（宮本裕之） 財政政策課長。
- 財政政策課長（植田優香） 承認第1号、専決処分の承認を求めることにつきまして、財政政策課からご説明いたします。別冊の令和元年度予算書、一般会計予算補正第7号をご覧ください。第1表、繰越明許費補正でございます。新型コロナウイルス感染症の影響により、きたひろ学び塾の一部事業が実施できなかったため、2款総務費、1項総務管理費、コミュニティ振興対策事業198万2000円を追加で令和2年度へ繰越しするものです。以上で、財政政策課から、承認第1号、専決処分の承認についての説明を終わります。ご承認のほどどうぞよろしくお願いいたします。
- 議長（宮本裕之） 以上で、提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（宮本裕之） ご異議なしと認めます。従って、承認第1号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

- 議長（宮本裕之） 日程第4、承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは、承認第2号について説明します。議案集の3ページをお願いします。承認第2号、専決処分の承認を求めることについて。北広島町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。詳細につきましては、担当から説明します。
- 議長（宮本裕之） 税務課長。
- 税務課長（矢部芳彦） 承認第2号、専決処分第4号、北広島町税条例等の一部を改正する条例について、税務課から説明をいたします。国の令和2年度税制改正に伴い、改正地方税法及び同法施行令が令和2年3月31日に公布されました。これらの施行日は令和2年4月1日を含んでおり、町の議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、関連する町の税条例を

同日の3月31日付で専決処分させていただきました。別に配付しております資料により要点のほうを説明させていただきます。まず、条例の構成ですが、第1条から第3条までと附則からなっており、議案書は4ページから69ページまでで、施行日は令和2年4月1日を原則としつつ、順次到来いたします。まず、個人町民税でございますが、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直しです。すべてのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無による不公平と、ひとり親男女間の不公平を、同時に解消するための措置が講じられます。改正の内容として、婚姻歴の有無にかかわらず、生計を同一にする子を有するひとり親に対して同一の控除を適用する。子あり男性寡夫の控除額を子あり女性寡婦の控除額と同額にする。女性寡婦に男性寡夫と同等の制限を設ける。住民票の続柄に未届けの夫または妻の記載があるものは対象外とする。の4点でございます。併せて、個人住民税の人的非課税措置の見直しも行われます。現行の女性寡婦、男性寡夫、単身児童扶養者に対する個人住民税の非課税措置を見直すもので、改正の内容は、ひとり親及びひとり親を除く女性寡婦を対象とし、前年の合計所得金額135万円以下の者とするものでございます。続いて固定資産税ですが、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応し、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性確保に必要な措置を講じるためのもので、改正の内容として、登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間における現所有者に対し、氏名、住所等必要な事項を申告させることができる。所有者が明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして固定資産税台帳に登録し、固定資産税を課すことができる。他の固定資産税の申告制度と同様、罰則規定を設けるものでございます。最後にたばこ税でございます。軽量の葉巻たばこの課税方法の見直しが主な改正点でございます。軽量の葉巻たばこは、現在葉巻たばこに分類されており、製品重量1gを紙巻たばこ1本に換算して課税されております。製品重量が軽いことから、葉巻たばこの税負担の公平性を保つための措置を講じるものでございます。改正の内容は、軽量の葉巻たばこ1本は紙巻たばこ1本に換算する。激変緩和を図るために令和2年10月から2回に分けて行うものでございます。そのほか固定資産税の特例率、いわゆる我が町特例の見直しや全体として改元に伴う元号等の改正、字句の改正等がございます。この度、専決処分させていただきました北広島町税条例の主な改正内容につきましては以上でございます。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

- 議長（宮本裕之） 以上で、提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。9番、亀岡議員。
- 9番（亀岡純一） 9番、亀岡です。ただいま説明していただいた内容については、最後の元号改正等とかを除いては、すべて国の税制改正によるものということによろしいでしょうか。確認です。
- 議長（宮本裕之） 税務課長。
- 税務課長（矢部芳彦） 議員おっしゃるとおり、国の税制改正に伴うものが、すべての内容でございます。
- 議長（宮本裕之） ほかに質疑はありませんか。12番、服部議員。
- 12番（服部泰征） 12番、服部です。施行日が来年の3月とか10月の分もあるんですけど、やっぱり今これはしなきゃいけないことなんでしょうか。
- 議長（宮本裕之） 税務課長。
- 税務課長（矢部芳彦） 先ほどご説明させていただいたとおり、法律自体は4月1日で既に施行

されております。それに伴う条例の施行日につきましては、もう既に決まっておりますので、この度の専決処分処理させていただきました。

- 議長（宮本裕之） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（宮本裕之） ご異議なしと認めます。従って、承認第2号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

- 議長（宮本裕之） 日程第5、承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは、承認第3号について説明します。議案集の70ページをお願いします。承認第3号、専決処分の承認を求めることについて。北広島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。詳細につきましては担当から説明します。
- 議長（宮本裕之） 町民課長。
- 町民課長（楨原ナギサ） 承認第3号、専決処分の承認を求めることについて。町民課よりご説明申し上げます。議案集の71ページをお願いいたします。専決処分第5号、北広島町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分となります。改正した内容ですが、附則第4項の後に第5項から第10項を加え、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者などに関わる傷病手当金の支給に関する規定を設けるものです。これは国保の被保険者が新型コロナウイルスに感染した場合、発熱などの症状があり、感染が疑われる場合を含むものでございますが、労務に服することができなくなって、4日目から労務に服することができなくなった期間で本来受け取るはずの給与等の収入の3分の2相当額を傷病手当金として支給するものでございます。適用開始日は、令和2年1月1日からとなります。ご承認のほどよろしく申し上げます。
- 議長（宮本裕之） 以上で、提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（宮本裕之） ご異議なしと認めます。従って、承認第3号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

- 議長（宮本裕之） 日程第6、承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは、承認第4号について説明します。議案集の74ページをお願いします。承認第4号、専決処分の承認を求めることについて。北広島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。詳細につきましては担当から説明します。
- 議長（宮本裕之） 町民課長。
- 町民課長（榎原ナギサ） 承認第4号、専決処分を求めることについて、町民課よりご説明いたします。議案集の75ページをお願いいたします。専決処分第6号、北広島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分となります。内容としましては、広島県後期高齢者医療広域連合において、新型コロナウイルス感染症に関わる傷病手当金の支給開始に伴い、町において行う事務第2条に第8号として、傷病手当金の申請受付事務の規定を加えるものです。適用開始日は、令和2年1月1日からとなります。ご承認のほどよろしくご説明いたします。
- 議長（宮本裕之） 以上で提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（宮本裕之） ご異議なしと認めます。従って、承認第4号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 議案第41号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

- 議長（宮本裕之） 日程第7、議案第41号、和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） 議案集の76ページをお願いします。議案第41号、和解及び損害賠償の額を定めることについて、説明します。本案は、和解及び損害賠償の額について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により町議会の議決を求めるものです。詳細につきましては、担当から説明します。
- 議長（宮本裕之） 建設課長。
- 建設課長（川手秀則） 議案第41号、和解及び損害賠償の額を定めることについて、建設課からご説明申し上げます。内容について説明いたします。1、和解及び損害賠償の相手方の住所及び氏名は、記載のとおりです。2、事件の概要は、平成18年発生の北広島町南方における河川災害復旧工事において、隣接する民間焼却施設に変状を与えるなど損害を発生させたものです。3、和解内容は、（1）町は、相手方に対し、損害賠償として447万5460円の支

払義務があることを認め、これを支払う。(2) 町及び相手方は、今後一切、本件請求原因事項に関して何ら債権債務を有しないことを確認する。以上2点でございます。4、損害賠償の額は447万5460円で、内訳は、焼却炉の改修費でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮本裕之） 以上で、提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。10番、梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 10番、梅尾でございます。千代田地域の南方というところで焼却炉を建設されておられるところの業者さんと町との和解の案件でございますが、私たちもこの状況について、何とか事前に物事の承知をしておく必要があるという責任が、私たち議員にはあるわけでありまして。それで5月12日、今から3日前でありますけれども、全員協議会で初めてこの事案について説明をいただき、和解の段取りになっているんだというふうに聞きました。私たちはその話を聞いて、今日ここで、3日後でありますけれども、本日採決をしなくてはならないという状況に置かれているわけでありまして、あまりにも状況がつかめていない、あるいは現地に赴くことすらできていないのに、四百四十くらいという金額の決定をそれぞれの議員がしなくてはならないということでありまして、あまりにも期日が、あるいは材料が乏しい中で、そのことをしようということに、私は無理があるというふうに思いますし、その焼却は、一事業所の材料等の焼却炉なのか、あるいは生業としてなさっておられるのかということすら聞かされていないわけでありまして、そういう状況、若干お知らせいただくことができますか。

○議長（宮本裕之） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） この事件に関しましては、平成18年に発生した河川災害復旧工事に関わるものでございます。事の発端は、平成19年5月に隣接する民間の焼却施設のほうから施設に変状が出たということで、現地のほうに確認に参っております。爾来、町と相手方とは、その変状の因果関係についていろいろと現地で確認をしたり交渉してまいってきましたけれども、技術的な見解が調査の結果得られましたので、この度損害賠償ということに至りました。議員ご指摘のとおり、この民間焼却施設は個人のものでなくて、業として行われておられます。ですので、建築廃材等の焼却をしております産業廃棄物の中間処理施設として県知事の許可を得て操業されておるものでございます。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 10番、梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） かなり前の13年余り前の災害復旧であるということでありまして、これは、この度の後に議案が提出されます補正予算の中でも支出する額、あるいは予備費から充当するというふうなことまで載っているわけでありまして、いろいろと専決処分というのはこれまでもあったわけですが、保険等で充当するというふうな、掛けている保険の中から充当できるよというふうなものもあるわけですが、これはそれに当たらないだろうというふうに思うわけでありまして、それから、今提案されている金額で焼却炉の復元が確実に出来上がって、それから後の、今後には全くそれなりにご迷惑をかけるというふうなことありませんよという文面になっておりますが、そここのところは、間違いはないだろうと思いますが、保険のどこだけ確認をしてみたいと思います。

○議長（宮本裕之） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 総合賠償責任保険のことでございますけれども、土地の掘削等によりまして、こういう事案については対象外ということを確認しております。

- 議長（宮本裕之） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。10番、梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） 10番、梅尾泰文であります。3日前の5月12日に本件に関わって全員協議会の中で、議案第41号、和解及び損害賠償の額を定めることについての状況説明と同時に、新型コロナウイルスの件について、町のほうから説明を受けたわけであります。まず、新型コロナウイルスの問題がかなりいろいろと取り沙汰される中で、今の議案第41号の件について、なかなか詳しい説明を求めるといことも難しい中で説明があったわけではありますが、2006年に発生をしました河川災害復旧工事における損害に係る賠償の説明のことであります。13年前の話で、突然説明をされても理解をするといことはなかなか難しい。理解するには、現地も見えていないし、状況もしっかり把握されていない。特に、この町は非常に広いわけですから、南方のどこにこういう焼却炉があるのかといことも理解されていないとい中での説明、そして今日で採決といことになるわけではありますが、非常に、今得た資料だけで、知識だけで判断はできかねる。議会を軽視しているといふうに言わざるを得ない。もう少し丁寧な対応の中で決定をしていかななくてはならないといふうに、私自身の責任も感じているわけであります。よって、今回の議案と補正予算の提出額が計上されていますけれども、新型コロナウイルスには賛成をいたしますけれども、予算書の中に計上されているといこともあり、私は、議案第43号も併せて反対をするといことをこの場でお伝えをしておきます。つまり反対をするといことであります。以上、終わります。
- 議長（宮本裕之） 賛成討論はありませんか。ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第41号、和解及び損害賠償の額を定めることについてを採決いたします。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）
- 議長（宮本裕之） 起立多数です。従って、議案第41号、和解及び損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 議案第42号 財産の取得について

- 議長（宮本裕之） 日程第8、議案第42号、財産の取得についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） 議案集78ページをお願いします。議案第42号、財産の取得について説明します。本案は、消防ポンプ自動車を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、町議会の議決を求めるものです。詳細につきましては、担当から説明いたします。
- 議長（宮本裕之） 消防長。
- 消防長（日田靖成） 議案集78ページをお願いいたします。議案第42号、財産の取得について、消防本部からご説明申し上げます。1、物件名、消防ポンプ自動車CD-I型。2、納入場所、北広島町消防本部。3、購入価格5135万9000円。4、契約の相手方、広島県山県郡北広島町本地163番地1、株式会社ニッショウ代表取締役砂原哲也。5、納入期限、令



和3年2月26日。本案は、現在大朝出張所に配備しております消防ポンプ自動車の老朽化による更新でございます。先月4月30日に車両販売指名登録願が提出されている町内業者14者を指名し、入札を行ったものであり、緊急消防援助隊の設備整備費補助金を受けて整備するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮本裕之） 以上で、提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。12番、服部議員。

○12番（服部泰征） 12番、服部です。購入自体に、別に異論はないんですけど、これ合見積りを取られたということなんですけど、そのデータみたいなのはあるんですか。どこがいくらで出したというのが、ちょっと付いてないので、そういったのがまたあれば見せてほしいんです。

○議長（宮本裕之） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） この消防自動車については、入札を行っております。入札には、入札結果の閲覧制度がございますので、閲覧をしたいという申出があれば、その入札結果のほう閲覧できますので、そちらのほうでご覧いただくことができます。

○議長（宮本裕之） ほかに質疑はありませんか。2番、美濃議員。

○2番（美濃孝二） 今の関連なんですけども、通常入札結果は議会、個々に配付されていたと思うんです。今、閲覧をすれば見せますよということなんですけど、なぜこれまでのように提示されないんでしょうか。

○議長（宮本裕之） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） おっしゃるとおり、入札結果のほうを資料で配付しておりましたが、ちょっと今回準備ができておりませんので、後ほど配付をさせていただきます。

○議長（宮本裕之） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、議案第42号、財産の取得についてを採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、議案第42号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 議案第43号 令和2年度北広島町一般会計補正予算（第1号）

○議長（宮本裕之） 日程第9、議案第43号、令和2年度北広島町一般会計補正予算第1号を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） 現在、新型コロナウイルス感染症により町民の皆さんの生活や医療、介護、福祉の現場、事業者の皆さんの経営などに大きな影響が出ております。今回の補正予算で感染拡大防止や生活支援、事業所支援に関する予算を計上いたしました。まずは、新型コロナウイルスの感染を防ぐことが重要であります。町民の皆さんと共に感染症予防と感染拡大防止に取り組んでまいりたいと思っております。それでは、令和2年度補正予算の概要につきまして説明します。別冊の令和2年度補正予算書をご覧ください。令和2年度北広島町一般会計補正予算第

1号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20億3200万円を追加し、予算の総額を169億1200万円とするものです。詳細につきましては、担当から説明いたします。

○議長（宮本裕之） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） 議案第43号、令和2年度北広島町一般会計補正予算第1号について、財政政策課からご説明いたします。事前に配付しております資料の令和2年度5月補正予算の概要及び主要施策をご覧ください。今回の補正ですが、一般会計の補正額は20億3200万円の増額補正で、補正後の予算額は169億1200万円となります。編成上のポイントは、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴う特別定額給付金及び子育て世帯への臨時特別給付金や、町独自の支援策であるきたひろ事業者応援給付金などの追加でございます。中段から下段にかけては一般会計及び特別会計の当初予算からの補正の状況を掲載しております。裏面をご覧ください。5月補正における事業を掲載しております。表中右端に予算書計上のページを記載しておりますので、後ほど予算書と一緒にご覧いただければと思います。感染症予防拡大防止対策に関する事業では、保育所、障害サービス事業所、妊産婦、医療機関、介護事業所等へ配布するマスク等の物資などに966万円を、学校の臨時休業に伴う児童生徒の自宅学習の充実のための経費73万円を、また、放課後児童クラブの開所に係る運営経費434万円の追加などを、個人に対する支援に関する事業では、町民一人当たり10万円を給付する特別定額給付金18億5431万円を、子育て世帯への臨時特別給付金2080万円を、保育所、認定こども園への登園の自粛にご協力いただいた保護者の利用者負担分の減免に90万円の追加などを、事業者に対する支援に関する事業では、広島県と県内市町が連携して行う感染拡大防止協力支援金の県への負担金1874万円を、町内中小企業個人事業主で売上げが20%以上減少した場合の10万円を給付するきたひろ事業者応援給付金1億20万円の追加など、総額で20億3200万円の補正予算を計上しております。以上で、財政政策課からの説明を終わります。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本裕之） 以上で、提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。2番、美濃議員。

○2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。この補正予算は、新型コロナ対策についての補正ですけども、その中で、町独自支援として挙げられていますが、これにない、なぜ含まれないのか、今後措置する考えがあるのか、4点伺います。第1点は、児童手当受給世帯への上乗せ給付です。県内でも国の給付金に独自に上乗せして給付する市町が増えていきます。北広島町も児童手当受給世帯やひとり親家庭の給付を行う考えはないか、伺います。2つ目は、水道料金減免についてです。収入が減り、水道料金やガス代、電気代が払えないとの意見が寄せられています。北広島町として減免する考えはないか、伺います。3つ目は、学校給食費の免除についてです。食費負担が増す子育て世帯に対し、愛知県豊田市では、小中学校の再開後から10月まで給食費を無償にするとのこと。北広島町にその考えはないか、伺います。4つ目は、固定資産税、住民税の請求がこれから確定してきます。暮らしが大変で払えないという人が出ていますので、減免や納入猶予は考えていないか、4点伺います。

○議長（宮本裕之） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（芥川智成） 議員ご質問の児童手当について福祉課から回答させていただきます。

コロナ対策に関わって、子育て支援として、現在は国の補正で決まっております臨時特別給

付金の1万円を計上しているところでございます。これに併せて、児童手当の上乗せということですが、現在のところ上乗せについては考えておりません。しかしながら、同じように補正で上げさせていただいております保育料及び副食費の減免、あと妊産婦へのマスクの配布等、そういったところで子育て世帯を支援していきたいと考えております。また、ひとり親の家庭につきましては、コロナ対策といったところで特化した事業ではございませんけれども、年度当初、激励金1万円ということを支給を行っておるところでございます。以上です。

○議長（宮本裕之） 税務課長。

○税務課長（矢部芳彦） 固定資産税を含む町税の猶予のほうでございますけれども、すでに4月末の国の税制改正等ございまして、猶予の制度については、すでに施行されております。それから、減免のほうでございますけれども、減免につきましては、まず固定資産税につきましては、令和3年度からの固定資産税が対象となります。法律のほうはすでに出来上がっておりますので、6月の定例会において条例等の改正もご提案、説明をさせていただこうと思います。それから、減免のほうでございますけれども、水道料金、それから町税含めまして、既存のルールに基づいて対応していきたいというふうに思っております。詳しくはホームページ等で公開しておりますので、参照いただければというふうに思っております。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 学校給食費の免除の考えはということについてご回答いたします。現在小中学校、町内13校ございますけれども、一斉休業ということで現在は給食を行っておりません。6月以降、またそういったことも考えが出てくるかと思っておりますけれども、学校給食費について、減免を今すぐするという考えは持っておりません。それで、この度の補正で、小中学校教育振興事業のほうで感染症等により家計が急変した世帯に対する支援ということで、コロナの影響で家計が非常に苦しくなった保護者のご家庭につきましては、申し出てくださいといったご案内もしております。そういった中で、しっかりと対応してまいりたいと思っておりますし、また6月以降、状況が変わることがございますれば、そういったことの検討も必要になってくる場合もあるかも分かりませんので、また、そのときはしっかりと対応したいと思っております。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 2番、美濃です。児童手当受給の考え方ですが、すでに国のほうはあるんですけども、例えば庄原市は1世帯5万円、三次市は1万円、安芸高田市は、児童手当対象外の高校生や妊婦にも1万円の地域商品券、ひとり親家庭の受給世帯には、竹原が3万、三原が児童一人1万というふうに県内各地で子育て支援を具体的に支援して、国の1万円1回切りというのに対して上乗せしています。それでもやれないという理由をお聞かせください。水道料金ですけれども、既存のルールでということですが、例えば、先ほど言った電気代については、経済産業省は、支払いの猶予をもうすでに通知を出している。NHKも例えば、事業者の受信料2か月全額免除と、通常でやっていないことをやっているんです。水道料金についても兵庫県小野市は6月から半年間全額免除と、神奈川県は、5月から4か月10%減額を決めて、知事は、手洗いに必要な水道にしっかりと手を洗って、うがいをしてほしいということで減免をしています。ぜひ、北広島町ではやるべきだと思うんですけど、再度考えを伺いたいと思います。給食費のことですが、6月から変われば検討するという事なんで、ぜひ検討してほしい。固定資産税等ですけれども、すでに法律が出て、6月条例出すということなので、ぜひ、それは取り

組んでほしいというふうに思います。

○議長（宮本裕之） 副町長。

○副町長（中原健） いろいろ対策をお聞かせいただいておりますが、先ほど担当が申しましたように、現在のところ、そういったものを考えているところではありません。今後また第2次、第3次を考えていかなければいけないかなというふうな思いは持っておりますので、そのときの対応で、やるときはやるし、できないときはできないというふうにさせていただければと思います。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 3回目なので最後にしますが、できないならばできないし、やれるならやるということですが、例えば水道料金は、もう払うの大変だという声がいっぱい届くわけです。未納になると、例えば3か月ですか、未納になると止められちゃうと。電気も止められちゃう。それに非常にびくびくしながらやってる方がおります。詳しくは言いませんが、そういうことなので、今後の問題を併せて、ぜひ。先の全員協議会で、町長は、減収が著しい畜産業や農業など必要があれば追加支援策を考えると述べられました。今日取り上げた水道料金、給食費、固定資産税減免、これは法律もありますけども、それら含めた町独自の支援策について、これからは取り上げますが、引き続き町長として追加支援策、先ほど副町長は、やれるものはやる、やれないものはやれないということですが、そういう事態をしっかりと考え、町長がどう考えているのか、非常に大事なことだと思いますので、生死に関わっているんです。町長の最後の考えをぜひ聞かせてください。

○議長（宮本裕之） 箕野町長。

○町長（箕野博司） コロナの感染症対策につきましては、国のほうもまた新しい施策もいろいろ検討しているようでありまして、県も検討しております。町としても、これからの情勢の変化等も踏まえて、検討は引き続きしていきたいというふうに思っております。経済的に大きな打撃を受けているのは事実でありまして、今回も企業、あるいは個人事業者等には一生懸命対応させてもらおうというふうに思っておりますし、今後の状況を見ながら検討はしてまいりたいと思っております。

○議長（宮本裕之） ほかに質疑はありませんか。5番、敷本議員。

○5番（敷本弘美） 5番、敷本弘美でございます。特別定額給付金、これは町民一人当たり10万円の支給というのは、もうとてもありがたいとの声を多数いただいております。そこで、2点お伺いをいたします。1点目に、DV、配偶者などからの暴力を受けているこの対象者からの申告が反映をされているのか。もう1点が、4月27日時点で住民登録をされている外国人の方も対象になるということですが、間違いがないのかをお伺いいたします。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 1点目のDVの方への対応でございます。これにつきましては、町のほうに届出をしている方につきましては、その対応させていただいておりますし、相談もいただいている方につきましても、ご連絡をさせていただいて、これらの制度を説明した中で、今回の申告書の送付の中には反映をさせていただいております。それと外国人の扱いでございますけども、4月27日現在の住民基本台帳ということで、外国人の方も対象となっております。

○議長（宮本裕之） 8番、山形議員。

○8番（山形しのぶ） 8番、山形しのぶでございます。先ほどの同僚議員からの質問にも関連し

たものではありませんが、DV被害のことについて一つ伺わせてください。今、総務課長のほうから、連絡をして、また届出があった人に対しては対応しているというのがありました。ホームページを拝見しましたら、この措置をご希望の方は4月30日までに申立て書を提出してくださいとあります。4月30日といいますと、もう過ぎておまして、この特別給付金のことか来たのが、今週の火曜日だったと思います。ですので、さあ今から届出をしよう、またDV被害に遭って、今避難をされていらっしゃる方でご存じない方もたくさんいらっしゃると思いますが、そういった方に対しては期限を過ぎていますが、対応されますでしょうか、伺います。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） DV対応につきましては、先ほど申し上げましたように、個別に連絡させていただいて、4月30日という期限ございましたので、早めに連絡はさせていただいて対応しているところでございます。その後の対応につきましては、国の指針も出ておりますので、そこら辺も含めて相談は当然に受けさせていただいて、どう扱うかというのはありますけども、もう既に申告書、申請書につきましては送付をしておりますので、した中での対応を考えていかなければならないことでございますので、当初の対応とは少し違った対応が出てくるかとは思いますが、そこら辺は個別に相談をさせていただきたいと思っております。

○議長（宮本裕之） 山形議員。

○8番（山形しのぶ） 今、個別に連絡をされたというのがありますが、この件で急きょ連絡をするという方もいらっしゃると思います。この該当される方、配偶者からの暴力を理由に避難されている方への該当する方が3点ございまして、保護命令を受けている方、そして、対応機関からの確認書が発行されている方、また、支援措置の対象となっていることという条件がございまして、そういった条件以外の方もいらっしゃると思いますが、そういった方への対応はどうされますでしょうか。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 今の条件以外の方につきましても、発送前に相談がある方につきましては、そういう話をさせていただいておりますので、条件外の方にもお話はさせていただいております。今後につきましては、また、どういう方が相談に来られるかちょっと分かりませんが、その方につきましても相談を受けて、お話をさせていただこうと思っております。

○議長（宮本裕之） ほかに質疑はありませんか。12番、服部議員。

○12番（服部泰征） 12番、服部です。先ほどの関連になるんですが、外国人も対象となるということなんですが、案内は日本語で届くんですか。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 案内につきましては、住民基本台帳から抽出した方に日本語で、同じような申請書の様式を送らせていただいております。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） 日本語できない方もいらっしゃると思うんですが、その場合の対応とか、相談窓口というのは、どのようにされるんでしょうか。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 外国人対応に限らず、これから申請が出てない方についての対応も出てきますので、これにつきましては、外国人につきましては、また企業でありますとか、商工観

光課とも関連課と相談しながら、一つずつ当たっていきたいと思っていますし、また、企業自体がこころのお世話していただいているところもありますので、状況見ながら、最終的な整理は、この3か月の間にしていきたいと思っております。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） 小中学校教育振興事業で、家計の急変というふうに言われてるんですが、どのような状態が家計の急変というのは、証明、例えば20%とか、そういった証明とかが要するという事なんですか。

○議長（宮本裕之） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村豊） 就学援助の対象は、一定の基準がありまして、生活保護の1.3倍という収入があります。その収入を昨年の収入と比較をしまして、例えば4月の収入、そこがそれを1年間で乗じまして、その一定の基準になれば対象になるというところでございます。

○議長（宮本裕之） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、議案第43号、令和2年度北広島町一般会計補正予算第1号を採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（宮本裕之） 起立多数です。従って、議案第43号、令和2年度北広島町一般会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第44号 令和2年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（宮本裕之） 日程第10、議案第44号、令和2年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第1号を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） 予算書の次の仕切りをお願いします。令和2年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第1号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、予算の総額を17億2200万円とするものです。今回予算補正を行う主な内容は、傷病手当金支給事業の実施のための補正を行っております。詳細につきましては担当から説明します。

○議長（宮本裕之） 町民課長。

○町民課長（楨原ナギサ） 議案第44号、令和2年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第1号について、町民課からご説明申し上げます。歳出の事項別明細書1ページ、2ページをお願いいたします。2款6項1目傷病手当金については、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者などの傷病手当金の支給に関わり、新たに科目を新設して、100万円を計上するものです。次に、戻っていただきまして、歳入の事項別明細書1ページ、2ページをお願いいたします。3款1項1目保険給付金等交付金ですが、100万円増額し、11億9723万6000円とするものです。これは、歳出で説明させていただきました傷病手当金については、特別交付金のうち特別調整交付金で措置されるもので、同額の100万円を増額するものでございます。以上で、町民課からの説明を終わります。ご審議のほどお願いいたします。

- 議長（宮本裕之） 以上で、提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、議案第44号、令和2年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第1号を採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、議案第44号、令和2年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（宮本裕之） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。これで、令和2年第1回北広島町議会臨時会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 06分 閉会

~~~~~ ○ ~~~~~